

新型コロナウイルス感染症対策と滝学園学校運営に関するガイドライン

これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、学校教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については、継続して実施することが有効となります。本学園は文部科学省、及び愛知県の基本方針をもとに、以下のようにガイドラインを定めましたのでご協力をお願いします。

平時からの感染症対策**1、個々の健康管理に関すること**

- ①毎日検温や従来のような teams 「健康観察フォーム」への入力は求めませんが、引き続き各自が自分の体調を確認することは大切です。学校はご家庭との連携により、生徒の皆さんの健康状態を把握することに努めます。
- ②手洗い、手指消毒、咳エチケットを徹底し、感染経路を遮断するよう推奨します。
- ③学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし、混雑した電車・バスを利用する場合等、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面においては、同じくマスクの着用を推奨します。
- ④身体の抵抗力を高めるために、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を推奨します。

2、換気の確保

- ①新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、咳、くしゃみ、会話などの時に排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気の確保は、引き続き、有効な感染対策となります。愛知県下、及び学校において感染が流行している場合には、平時の感染対策を行ったうえで、一時的に以下の対策を講じることがあります。
- ②換気は、気候上可能な限り、廊下側と窓側を対角に開けて常時換気に努めます。ただし、外気温を考慮し、授業中は窓を閉めエアコンにより室内温度を調整することもあります。その場合、放課中の換気を十分に行います。

3、衛生的な環境づくり

- ①手指消毒用アルコールは、昇降口、各教室の入り口に設置してあります。
- ②手洗い場には泡石けんが設置してあります。
- ③施設内の全般的な掃除の徹底を心がけます。

* 学校医、学校薬剤師からの助言を仰ぎながら、環境衛生を良好に保つよう努めます。

感染流行時における感染症対策

愛知県下、及び学校において感染が流行している場合には、平時の感染対策を行ったうえで、一時的に以下の対策を講じることがあります。

1、授業、及びそれに付随した場面について

「感染リスクが比較的高い学習活動（★1）」については、「近距離」「対面」「大声」での会話や発声を控え

ること、身体的距離を保つこと等の感染対策を一時的に講じることもあります。文部科学省、愛知県教育委員会等の指針を参考にしながら、授業運営方法を決めていきます。詳細は各教科担当者から連絡致します。

(★1：「感染リスクが比較的高い学習活動」とは、全教科に共通の「グループワーク」、及び「理科」「体育」「家庭科」「音楽」「美術」等の実習・実技教科。)

2、学校行事の実施に関すること

一時的に上記「1、」の対策のほか、以下の対策や工夫を講じることもあります。その際には、生徒の皆さんや保護者の皆さんの理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行います。

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ・アルコール手指消毒の推奨
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリット方式による開催

3、登下校に関すること

公共交通機関での登下校の際は、以下の2点について推奨します。

- ・混雑した電車・バスを利用する場合は、マスクの着用を推奨します。
- ・会話は控えることを推奨します。

4、部活動について

一時的に上記「1、」の対策を講じるほか、以下の点に留意しながら活動を行います。

- ・大会やコンクール等の参加、及び保護者様の観戦については、小中体連・高体連の対応により個別に決定していきます。また、会場への移動時や会場での更衣室・会議室等の利用時には、感染拡大の防止に留意します。
- ・練習試合・合同練習・合宿等の実施にあたっては、感染状況を踏まえて、部顧問のみならず、学校として感染拡大の防止に留意します。

5、昼食時の注意

食事前後の手洗いの徹底を指導し、食事場面で飛沫を飛ばさないよう注意させることに努めます。

学校関係者に新型コロナウイルス感染が判明した場合の対応

1、生徒の出席停止措置

学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置について、以下のようになります。

<出席停止期間> 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで

注1) 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

注2) 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染しても、生徒本人の感染が確認されない場合は、直ちに出席停止にはなりません。

注3) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状があることのみをもって、出席停止とはしません。

2、臨時休業の判断

学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学校医等と相談し、「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校全体の臨時休業」の可否等について判断します。